

いじめ

幡羅中学校2年

まきの 牧野ありささん

私は、小学校六年生の時に同じクラスの人をいじめていた。私たちがAさんとはとても仲が良かった。でも、友達か、Aがね、ありさの悪口言っていたよ。」「Aがね、ありさの悪口言っていたよ。」「えー、Aが言うわけじゃないよ。」「否定したが、AさんとBさんが私のことを、少しかわいこぶってるよね。」「うさ。」「と言っているのをくうせん聞いてしまった。そこから私はもうAさんが信じられなくなった。私の友達も本人が言ってるのを聞いた。という人が多くなってきた。最初はかげ口で、Aが「うさいよね。最悪。」と言った。」「Aが「うさいよね。最悪。」と言った。」「嫌です。裏切った人と仲良くなんかできません。絶対嫌です。」と完全否定した。本当は、「少しやりすぎたからあやまって仲直りしようかな。」と一瞬思ったが、「Aがやったことと比べると全然平気だ。」と思った。この時にやめておけば良かったと今私はそう思う。

そして私と友達と先生の提案でAさんと一対一で話すことになった。私はAさんに言いたいことを全て言ってしまう。そして、私は今までのことを振り返ってやっぱりやりすぎだと思った。次の日、私と友達はAさんに一言、「ごめんね。」とあやまった。Aさんは涙目で少しうれしそうに笑って、「うん。私もごめんね。ゆるしてくれて本当にうれしい。」と言った。そして、次の日からいじめられた時のかなしそうな顔ではなく、前の明るいAさんに戻って私達はほっとした。また、前の仲の良い友達に戻った。もし、あのまま私達がAさんをいじめていたら学校に来なくなっていたかもわからない。そのまま中学生になって、Aさんが学校へ来ていなかったら、私もAさんも皆嫌な気持ちだったと思う。私達はAさんにされたことより、二倍も三倍以上のひどいことをしたと思う。また、団体でAさん一人をいじめたこと自体がいけない。もしAさんが私の悪口を言っていたらしらんぷりして普通にしていればこんなことにならなかったと思う。私達がしたことはゆるされないことだと思ふ。今、私はAさんととても仲良しだ。こうしていられるのも、Aさんが優しくしてくれてくれたからだと思ふ。私だったら絶対にゆるせないと思ふ。これから私は人の嫌がることを絶対にしないう心でいられる人になりたいと思ふ。私にはそんな人になりたいと思ふ。

人権標語  
思いやり たがいに気づかう やさしい社会  
広げよう みんな仲良し 友だちの輪  
小池裕貴さん  
松本舞子さん



**深谷市子どもの虐待防止ホットライン**  
虐待が疑われる子どもを見つけた場合は、子どもの虐待防止ホットライン（市役所家庭児童相談室内・ 574 - 3000）へご連絡ください。  
**L・フォルテ子育て支援軽運動室開放**  
子育て中のかた、お子さんを一緒に遊ばせたり、情報交換をしたりしませんか？  
とき 毎週水曜日午後1時～4時 ところ L・フォルテ軽運動室  
対象 未就学児とその保護者 問い合わせ L・フォルテ（ 573 - 4761・火曜日休館）へ

各種無料相談

| 相談名           | 内容                                    | とき  | ところ  | 問い合わせ   |
|---------------|---------------------------------------|---|--|---|
| 教育            | 子どもの非行や不登校、いじめなど、学校生活上の悩み             | 電話相談・来所相談ともに毎週月～金曜日（祝日を除く）<br>午前9時～正午・午後1時～4時30分<br>ファックス・Eメールは24時間受け付け<br>フリーダイヤル・0120・4・78374 ①e-net@city.fukaya.saitama.jp | 教育庁舎内教育研究所                                 | 学校教育課（教育研究所）<br>572 - 9456  |
| 家庭・児童・母子      | 家庭、育児、不登校などの相談                        | 毎週月～金曜日（祝日を除く）<br>午前9時～午後4時   | 市役所家庭児童相談室                                 | 児童課<br>574 - 6646   |
| 行政相談          | 行政に関する苦情など                            | 11月15日、12月6日<br>午前9時～正午   | 市役所北別館市民相談室                                | くらしいきいき課<br>574 - 6633  |
|               |                                       | 11月16日、12月21日<br>午後1時30分～4時   | 岡部総合支所会議室                                  | 岡部市民環境課<br>585 - 2213   |
|               |                                       | 11月8日、12月13日<br>午前9時～正午   | 川本総合支所会議室                                  | 川本市民環境課<br>583 - 2783   |
| 法律相談          | 相続、離婚、金銭貸借、商取引などの法律に関する事              | 11月7日、12月5日<br>午後1時30分～4時   | 花園総合支所会議室                                  | 花園市民環境課<br>584 - 1122   |
|               |                                       | 毎週火曜日（祝日を除く）午後1時30分～4時30分<br>予約制（電話で受け付け） 定員各日10人 担当=弁護士  | 相談を希望される場合は、<br>担当課までご連絡ください               | くらしいきいき課<br>574 - 6633  |
|               |                                       | 12月7日<br>午後1時30分～4時   | 岡部総合支所会議室                                  | 岡部市民環境課<br>585 - 2213   |
| 市民相談          | 市民生活全般                                | 11月17日<br>午後1時30分～4時  | 川本総合支所会議室                                  | 川本市民環境課<br>583 - 2783   |
|               |                                       | 12月15日<br>午後1時30分～4時  | 花園総合支所会議室                                  | 花園市民環境課<br>584 - 1122   |
|               |                                       | 毎週月～金曜日（祝日を除く）<br>午前9時30分～正午・午後1時～4時30分 担当=市民相談員  | 市役所北別館市民相談室                                | くらしいきいき課<br>574 - 6633  |
| 消費生活          | 商品契約に関する苦情など                          | 毎週水・金曜日（祝日を除く）<br>午前10時～正午・午後1時～4時 担当=消費生活相談員   | 相談を希望される場合は、<br>担当課までご連絡ください               | くらしいきいき課<br>574 - 6633  |
| 悪質商法<br>110番  | 悪質商法に関する相談および<br>クーリングオフの仕方など         | 毎週月～金曜日（祝日を除く）<br>午前9時～正午・午後1時～4時30分 担当=くらしいきいき課職員  | 電話により随時受け付け                                | くらしいきいき課<br>574 - 8527  |
| 税務            | 税理士および国税局税務相談員<br>による税一般に関する相談        | 11月6日、12月5日<br>午前10時～午後3時 担当=国税局税務相談員   | 11月：市役所西別館201会議室<br>12月：市役所西別館301会議室       | 市民税課<br>574 - 6637  |
|               |                                       | 11月20日、12月20日<br>午前10時～午後4時 担当=税理士会会員   | 11月：市役所西別館201会議室<br>12月：市役所西別館301会議室       | 市民税課<br>574 - 6637  |
|               |                                       | 12月11日：市役所西別館201会議室<br>その他：市役所西別館202会議室   | 12月11日：市役所西別館201会議室<br>その他：市役所西別館202会議室    | 人権政策課<br>574 - 6643   |
| 人権            | 生活全般で感じた人権上の<br>困りごとや悩みの相談            | 11月10日、12月1日・11日<br>午前10時～正午・午後1時～3時  | 岡部総合支所1階会議室<br>川本総合支所1階相談室<br>花園総合支所203会議室 | 岡部総務課<br>585 - 2211<br>川本総務課<br>583 - 2781<br>花園総務課<br>584 - 1121 |
| L・フォルテ<br>相談室 | 心や体、DVの悩みなど                           | 11月18日<br>午前11時～午後3時 予約制  | L・フォルテ2階研修室B                               | L・フォルテ<br>573 - 4761  |
| 内職・就職・求人      | ・内職に関する仕事の紹介<br>・就職に関する相談<br>・求人情報の提供 | 毎週月・木曜日=午前10時～正午・午後1時～3時<br>(いずれも祝日を除く) 内職・就職は予約制   | 産業会館3階商工振興課隣の<br>会議室                       | 商工振興課<br>574 - 6650   |
| 結婚            | 結婚に関する相談、紹介など                         | 11月2日・19日、12月7日<br>午後1時～3時  | 深谷コミュニティセンター                               | 社会福祉協議会<br>573 - 6563   |

| 相談名             | 内容   | 検査        | とき                                   | ところ                      | 問い合わせ   |
|-----------------|--|-----------|--------------------------------------|--------------------------|---|
| エイズ相談・<br>エイズ検査 | エイズなどに関する相談と血液検査<br>予約制<br>原則無料・匿名可<br>即日検査は採血後60分で結果が分<br>かります<br>通常検査ではB・C型肝炎、梅毒検<br>査も受検可（無料） | エイズ即日検査   | 11月9日、12月7日<br>午後1時～3時               | 熊谷保健所                    | 熊谷保健所<br>523 - 2811                                     |
|                 |  | エイズ検査(夜間) | 11月9日、12月7日<br>午後5時30分～6時30分         |                          |   |
|                 |  | 通常検査      | 11月28日<br>午前10時～11時<br>午後5時30分～6時30分 |                          |   |
| 精神保健福祉相談        | 精神科医師による精神保健福祉に<br>関する相談 予約制   |           | 11月21日<br>午後1時～2時                    | 熊谷保健所                    | 熊谷保健所<br>523 - 2811                                     |
| 県民法律相談          | 弁護士による法律相談 予約制   |           | 毎月第1～第3水曜日<br>午後1時～4時                | 県北部地域創造センター<br>(県地方庁舎1階) | 県北部地域創造センター<br>522 - 6506                               |
| 県民相談・<br>交通事故相談 | 家庭の困りごとや交通事故相談   |           | 毎週月～金曜日<br>午前9時～午後4時                 | 県北部地域創造センター<br>(県地方庁舎1階) | 県北部地域創造センター<br>522 - 6506 (県民相談)<br>521 - 7300 (交通事故相談) |

だんだん徐々に 男女共同参画 「女性に対する暴力をなくす運動」  
11月12日(日)～25日(土)

毎年、11月12日～25日までの2週間を、「女性に対する暴力をなくす運動」の期間としています（11月25日は、「女性に対する暴力撤廃国際日」です）。

暴力は、その相手の性別や、加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、夫・パートナーからの暴力（DV）、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服しなければならない重要な課題です。

この運動期間をきっかけに、女性に対する暴力について考え、男女がお互いの人権を尊重し、暴力のない社会づくりを進めましょう。

男女共同参画に関するお問い合わせは、L・フォルテ（人権政策課男女共同参画係）へ  
366 - 0052 深谷市上柴町西4-2-6 深谷市勤労者家庭支援施設 L・フォルテ  
573 - 4761（火曜日休館）

